

インターネット上の いじめに関する対応マニュアル

令和7年3月更新【第3版】



大津市 / 大津市教育委員会

はじめに

このマニュアルは、近年発生している事例などを基に、「インターネット上のいじめ」の対処方法などをまとめたものです。

平成31年3月に作成し、令和2年3月に更新（第2版）したものについて、新たなトラブルやいじめに対処するため、記載内容の更新・追加を行いました。

令和5年度を始期とする第3期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針、次頁に抜粋）では、学校が実施する施策のうち、いじめの未然防止に係る重点事業の1つとして、インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施を掲げています。

同じく、いじめへの対処に係る重点事業の1つとして、「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応を掲げています。インターネット上のいじめに限らず、いじめへの対処に当たっては、教員個人で判断するのではなく、必ず組織的に対応することが重要です。

このマニュアルについて、教職員が、「インターネット上のいじめ」を認知した場合に、児童生徒へ指導する際に活用し、また、事例等を参考に未然防止、早期発見・対応に役立ててもらいたいと思います。



第3期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）抜粋

重点事業	
具体的取組	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施
担 当	学校（児童生徒支援課）
インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するため、専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施するなど、学校の実情に合わせた情報モラル教育を実施します。 さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、インターネット上のいじめの防止対策には、家庭との連携が不可欠となります。これらの情報モラル教育に関する授業については、積極的に、授業参観を実施する、子ども向けの講演終了後に保護者等向けの講演会を実施するなどの取組を通じ、家庭の情報モラルの向上にも努めます。	

重点事業	
具体的取組	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応
担 当	学校（児童生徒支援課）
各学校には、いじめ事案への対応のために、「いじめ対策委員会」を常設しています。定期的な開催に加え、学校の教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告し、その後、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催します。 「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定します。 また、「いじめ」として認知するかどうかはこの「いじめ対策委員会」において決定します。 学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図ります。 この「いじめ対策委員会」は、法第22条に規定される「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として位置づけています。	

目次

はじめに	1
------	---

● 基本知識

いじめ防止対策推進法と条例	7
ネット上のいじめの特徴および類型	8
児童生徒への対応	10
保護者への対応	11
「ネット上のいじめ」対応フロー	13
こんなときどうする？Q&A（削除依頼）	16
犯罪行為等について	17

● インターネット上のいじめ事例とその対処方法

① 自分のIDを勝手に他人に教えられた	19
② ステータスメッセージに悪口を書き込まれた	21
③ グループトークに誹謗中傷を書き込まれた	23
④ 知らないところで別のトークグループを作られた（仲間はずし）	25
⑤ 自分の画像を勝手に加工され拡散された	27
⑥ 自分の名前で身に覚えのない書き込みをされた	29
⑦ スマホを持っていないことでからかわれた	31
⑧ SNSでうその告白をされた	33
⑨ 付き合っていた頃の画像をネットにさらされる（リベンジポルノ）	35
⑩ 書きたくないことを書かされる（バトン）	37
⑪ 裏アカウントの内容を暴露されたりうその書き込みをされる	39
⑫ 動画に写りこんだことがきっかけで誹謗中傷される	41
⑬ 勝手にトークグループから退会させられる	43
⑭ ゲームの中のチャットで言い合いになる	45
⑮ ゲームの中で課金などを強要される	47

● はやりのアプリ・ゲーム

LINE	51
X(旧 Twitter)	52
Instagram	53
YouTube	54
TikTok	55
SNOW	56
荒野行動・フォートナイト	57
BeReal	58
動画(ライブ)配信系アプリ	59
通話(ひまつぶしチャット)系アプリ	60
生成AI(人工知能)	61
各SNS事業者による安全な使い方・トラブルに役立つ情報	63

● 相談窓口一覧

ネットトラブルなどに関する相談機関	67
いじめなどに関する相談機関	68



基本知識



基本知識

いじめ防止対策推進法と条例

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 19 条 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

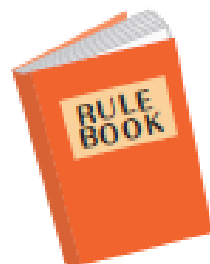
大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待に該当するものは除く。

「法」や「条例」には、
インターネット上のいじめに対応することが明記されています。

インターネット上でも、些細な表現の行き違いがきっかけとなり、いじめに発展することもあります。「いじめ防止対策推進法」や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」では、インターネットを通じて行われるいじめの防止にも取り組むことが定められています。



ネット上のいじめの特徴および類型

インターネット上のいじめ（以下、「ネット上のいじめ」といいます）とは、携帯電話、スマートフォン（以下、「スマホ」といいます）、パソコンなどを通じて、SNSやインターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもへの悪口、誹謗中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりする方法により、いじめを行うものです。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- 外部から見えにくい、匿名性が高いため、軽率な行動に走りやすい。
- ネット上に掲載された個人情報や画像は、拡散や加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- 一度ネット上で拡散してしまった個人情報や画像、動画等を消去することは極めて困難である。
- 「ネット上のいじめ」は、刑事上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象となり得る。
- 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な影響を与える可能性がある。



このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要があります。



「ネット上のいじめ」にはさまざまなものがありますが、被害者がいる場で行為に及ぶ場面（直接型）と被害者がいない場で行為に及ぶ場面（間接型）、また、直接型・間接型に共通して見られるいじめの態様として場合分けすると、以下のようなケースが考えられます。

I 直接型

- ①メールやLINEなどの被害者との一対一のやり取りの中で、被害者を誹謗中傷するメッセージ等を送る。
- ②被害者が含まれるグループトーク内で、被害者を誹謗中傷するメッセージを送ったり、被害者が嫌がる画像や動画を送信したりする。



II 間接型

- ①被害者が含まれないグループトーク内、または、X(旧 Twitter)、掲示板など不特定多数に発信できるSNS上で、被害者の容姿や言動、性格等への誹謗中傷を書き込んだり、被害者をからかう画像や動画を送信したりする。
- ②X(旧 Twitter)、掲示板など不特定多数に発信できるSNS上で、被害者に無断で、写真や電話番号等の個人情報を掲載する。

III 直接型・間接型に共通してみられるいじめの態様

- ①誹謗中傷するメッセージ、画像等を繰り返し送信する。
- ②匿名や第三者になりすまして誹謗中傷するメッセージ等を送る。
- ③被害者のことである旨の明示はしないものの、暗に示唆するメッセージを送る。



「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。

また、「ネット上のいじめ」が起きるツールもさまざまで、たとえば、平成30年度に実施した大津市のアンケート調査では、小学生では通信型のゲーム機でのトラブル（ボイスチャット上でのやり取りを含む）が、中学生ではスマホ等でのSNS上のトラブルが多いことがわかっています。

ネットワーク機器やSNSの多様化と普及が進み、次々と新しいシステムやサービス、ツールが出現しています。今後も新たな形態の「ネット上のいじめ」が生まれることが予想されるため、常に新しい情報を取り入れていくことが必要です。

児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して、児童生徒への対応・指導を行っていく必要があります。

被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要です。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んでいくことが重要です。



加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。



また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害者自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。



文部科学省「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（平成20年11月）引用

保護者への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行って、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明



し、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用のあり方について説明を行うことが必要です。

また、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校で起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校の対応、家庭での留意点などを説明し、保護者の理解を得ることも重要です。

保護者への啓発

携帯電話等の利用に関する危険性と子どもたちの利用実態について保護者が理解し、子どもたちと話し合い、利用に関しての家庭におけるルールづくりを行っていく必要があります。また、フィルタリングの設定が「ネット上のいじめ」を予防する点で有効であることを理解し、設定を行うことも重要です。

学校においても、入学式の保護者説明会や保護者会などの際に、「ネット上のいじめ」の実態や家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があります。学校での携帯電話等の取り扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能となります。



保護者への説明のポイント

保護者の中には、「ネット上のいじめ」がどのようなものか十分理解されていない保護者もいます。「ネット上のいじめ」について、保護者へ説明する際には、次の点を踏まえつつ、個別のケースに応じた対応を行う必要があります。

- 子どもたちの携帯電話等の利用の実態
- 「ネット上のいじめ」の実態
- 「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組
- 「ネット上のいじめ」を予防するために家庭でできる取組



【参考】未然防止・早期対応のために保護者ができること

- 子どもと保護者が一緒に守れるルールを考え、一緒に実践する。
※ネットやスマホを利用する時間・場所、トラブルにあった場合の対処方法などについて、各家庭で子どもと保護者が相談してルールづくりをしておくことが効果的です。大津市ではこのようなルールづくりに関するパンフレットを作成・公開していますので、保護者への説明の際などにご活用ください。

詳しくは、

大津市いじめ対策ポータルサイトで検索 ➡
大津市のいじめ対策の取組 ➡ 啓発冊子・パンフレット
➡ インターネット等の利用に関するリーフレットをご覧ください。



https://www.city.otsu.lg.jp/ijime_taisaku/torikumi/internet/28570.html

- 年齢などに応じて使用方法やルールを見直す。
- フィルタリングを設定する。
- スマホ等にどんな危険性があるのか正しく理解し、家庭でルールの必要性について話し合う。
- トラブルが起こったらまず保護者に相談するように決めておき、保護者は、子どもから「ネット上のいじめ」の相談があった場合には、すぐ学校に相談する。また、スクリーンショットなどを使用し可能な範囲で証拠保全を行う。
- 新しい情報を取り入れるため積極的に講演会やネット等で学ぶ。
- ネットの世界は第三者から見えにくいいため、日常の会話の変化など子どもにいつもと違う様子がないかなど様子を見守る。

「ネット上のいじめ」対応フロー

(1) いじめの疑いのある不適切な書き込み等を発見

児童生徒

保護者

教職員

地域の方

(2) 初期対応

- ①いじめ対策委員会の開催（情報共有・指導方針の決定）
- ②複数の教職員で加害（判明している場合）・被害児童生徒の聞き取りを行う。
- ③他人のアドレスを使う「なりすまし」もあるので、加害児童生徒の特定には十分注意する。
- ④特に加害児童生徒の聞き取りは、いつ、どこで、誰が、どのように、何をしたか、どうしてしまったかについて丁寧に聞き取る。
- ⑤保護者には、学校の対応を説明し、相談しながらその後の対応をすすめる。
→P11「保護者への対応」参照。
- ⑥大津市教育委員会への報告【いじめ事案報告書】

(3) 証拠保全

- ①SNS等の、書き込みの日付や内容を確認する。
※場合によっては、児童生徒と保護者にスマホ等を持参してもらい、データの確認を行う。
- ②該当の書き込みをスクリーンショットで保存し、印刷する。
- ③サイト上にプロフィールがある場合は、プロフィールを確認し、書き込んだ児童生徒を特定する。

【留意事項】

- 学校のパソコンではフィルタリングによるアクセス制限等により確認できない。
→可能なら、スマホ等で確認する。
- パソコンで印刷しようとするとき画面で見たとおりにならない。
→パソコンで「PRT SCREEN」キーを押し、その後、ペイントソフト等を起動し、貼り付け印刷する。
- 写真が2枚以上公開されているという訴えを受けたが、1枚しか見ることができない。
→パソコンのブラウザ等の問題で2枚以上表示されない可能性がある。
可能なら、スマホ等で確認する。

(4) 書き込みに対する指導

【書き込みの影響を考えさせる】

- ①友人や知人だけでなく、一般の利用者も見ることができる。
- ②一旦公開されると、情報を完全に削除することは不可能に近い。
- ③個人情報を公開することで、なりすましに利用されたり、各種犯罪に巻き込まれたりする危険性がある。 など

【書き込みではいけない事柄について考えさせる】

- ①個人を特定できる情報
(氏名、住所、電話番号、アドレス、ID、パスワード、学校名、顔写真など)
- ②他人の誹謗中傷
- ③事実とは異なる情報 など

(5) 削除などの対応

【削除を指導】

※書き込んだ者が特定できる場合

内容、状況に応じて①～④の方法で削除
するよう指導する。

- ①書き込んだアカウントを削除
- ②書き込みを削除
- ③書き込んだアカウントを非公開
- ④プロフィールから学校名等を削除

※特定できない場合

サイト管理者等に削除を依頼する。

【児童生徒への指導】

- ① 必要に応じて、学年集会や全校集会などですべての児童生徒に指導する。
- ② 必要に応じて、教育委員会に相談し、書き込みの内容が拡散していないか確認する。
- ③ 事案に応じ、「ネット上のいじめ」が、児童生徒の年齢によっては、刑事上の犯罪や民事上の損害賠償責任の対象となる可能性があることを指導する。

(6) 削除依頼の流れ ※保護者の協力が必須

サイト管理者に削除依頼

サイトのプロバイダに削除依頼

管理者・プロバイダに要請しても削除されない場合

- ・削除依頼メールの再確認
- ・弁護士に相談（スクールロイヤーなど）
- ・関係機関に相談（警察、法務局人権擁護課など）

削除を確認（児童生徒、保護者への説明）

解決後も、学校や家庭での様子について保護者と連絡をとりながら、一定の期間、丁寧に児童生徒の様子を見守る。

こんなときどうする？ Q&A(削除依頼)

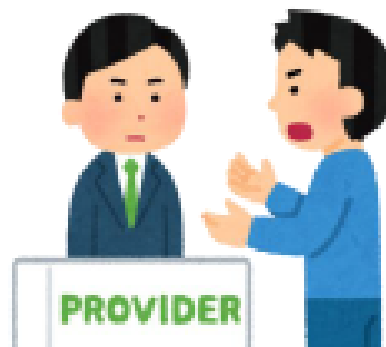
Q 「不適切な書き込みがあり、サイト管理者やプロバイダに削除依頼を行おうと思うのですが…」と保護者から相談がありました。どのように対応したらいいのでしょうか？

A サイト管理者やプロバイダは、「利用規約」というかたちで、不適切な書き込みについて削除のルールを定めていることが多いです。ウェブサイト上に告知された削除の依頼方法に従って削除依頼するのが一般的ですが、「プロバイダ責任制限法名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」が定める書式を利用して削除を求めることもできます。この削除要求に対して、サイト管理者やプロバイダは、プロバイダ責任制限法の規定にしたがって削除するかどうかの判断をします。

また、不適切な書き込みについて、関係機関や関係団体（警察、法務局、インターネット・ホットラインセンター、一般社団法人セーファーインターネット協会、Take it Down（P 64参照）など）へ通報や相談することもできます。

なお、発信者に対して直接削除を求めたい場合、サイト管理者やプロバイダに対して、プロバイダ責任制限法第4条第1項に基づき発信者に関する情報開示請求を行うことができます。この情報開示請求を行えるのは、被害者、被害者の法定代理人（親権者、後見人）、これらの者の任意代理人（弁護士）です。

いずれにしても、まずは関係機関等に相談するのがいいでしょう。



犯罪行為等について

文部科学省から平成 25 年 5 月 16 日に、どのような行為が犯罪行為にあたるのか具体例がまとめられた通知が出されています。個々の事例について警察へ相談・通報すべきかどうかは、以下の基本的な考えや事例に基づいて判断し、その後の対応について警察と連携してください。



警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが重要。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

事 例	刑罰法規	
学校に来たら危害を加えると脅すメッセージを送る。	脅迫 (刑法 第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
特定の人物を中傷するため、ネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」、などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法 第230条、 231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、ネット上のサイトに掲載する。	児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 第7条)	第7条 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。 7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

インターネット上の いじめ事例とその対処方法

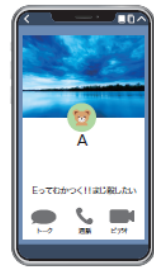
事例の見方

1つの事例につき2ページにわたり、対処方法や解説を記載しています。

【事例】 ネットいじめの具体的事例を記載しています。

事例2 ステータスメッセージに悪口を書き込まれた

生徒A B C Dが生徒Eに対する悪口をそれぞれのステータスメッセージに載せた。そのことにEが気づき相談した。



学校としての
主な取組につ
いて記載して
います。

その後の学校内での取組

- サブルの兆候を早期発見できるよう、児童生徒が相談しやすい環境を作る。
- 些細な表現の行き違いがきっかけとなりいじめに発展することもあるので、行動の変化がないかなど当事者を見守る。
- 困ったことがあれば、一人で抱え込まず、保護者や教職員など、身近な大人に相談するよう促す。

問題点

- 誹謗中傷など悪意のある書き込みはそもそも禁止されている。
- ※アプリやサイトの利用規約には「誹謗中傷の禁止」が書かれている。
- ※たとえ冗談だとしても犯行予告などは犯罪になりうる。

事例の問題点
を記載して
います。

ポイント解説

多くのSNSは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。登録時に同意しているルールですので守って使うよう指導をしてください。

プロフィール画面にあるステータスメッセージは、ブロックしている相手から見られる適切な記載があれば相手に伝わる可能性が高いです。また、「友だち」や、「知り合い」に表示される「友だち」ではないアカウントからも読むことができるため、急速に拡散する可能性があるため早期対応が必要です。

現実（リアル）でもネットでもやってはいけない行為は一緒です。正しいスマホ等の利用方法の指導をお願いします。

各トラブルを予防
回避するためのポ
イントなどを解説
しています。

対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 書き込みに限らず、ネット上に発信する際は、読む人のことを考え、感情に任せず、から書き込むよう指導する。
- ネット上で不適切な書き込みをすることは日常生活（リアル）で言葉の暴力をふるっていることとなんら変わりはないことを自覚するよう指導する。
- 書き込み等が悪質な場合は、犯罪につながる可能性があることを理解させる。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

生徒への対応方法
について記載し
ています。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を進める。

保護者への対応方
法について記載
しています。

豆知識

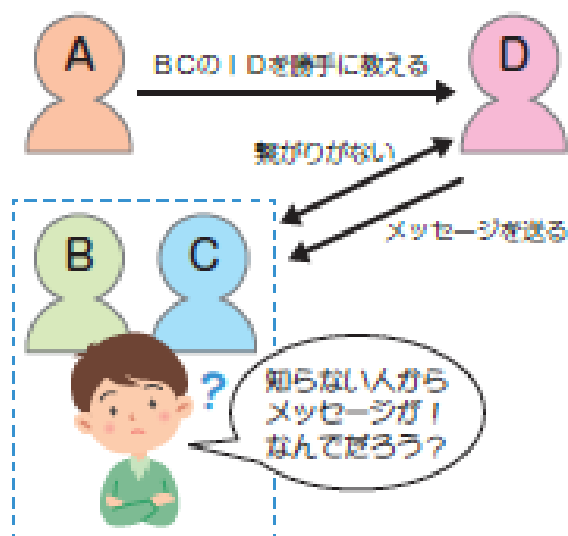
LINEには「ステータスメッセージ」というプロフィールや近況などを写ける機能があります。小学生や中学生は「ステメ」と呼んでいます。「ステメ」には500文字まで入力できます。「ステメ」は、何も書かれていないもの、一言だけのもの、長文に及ぶものまでさまざまあります。中学生は比較的長い文章が多いといわれています。

毎日のように更新して日記のように使っていたり、Twitterのように独り言やつぶやき感覚で使っている子どももいます。

各トラブルの用語の意味や知っておきたいことなどを記載してあります。

事例 1 自分の ID を勝手に他人に教えられた

生徒Aが、生徒B、生徒CのトークIDを、勝手に、ネット上で知り合った人Dに教えてしまった。その結果、BCにいたずらと思われるメッセージが入る。Bから「繋がっていない人からメッセージが入ってくる」と相談があり、送信相手に確認したところ、Aが無断でBCのIDアカウントを教えていたことが発覚した。



問題点

- 他人のIDを、本人の許可を得ず勝手に第三者に教えてしまった。
- まったく知らない人からメッセージが届いてしまっている。



対処方法

児童生徒

- 聞き取りを行い、事実確認する。
- 直接会ったことのない人との連絡を取り合うことをやめるよう指導する。
- ブロックをかけ、なお続くようであればアカウント自体の削除や警察へ連絡するよう指導する。
- 他人のIDを勝手に教えないことや個人情報の管理について指導する。
- 困ったことがあれば、保護者や教職員等、身近な大人に相談するよう指導する。
- メッセージが届いても今後相手に返信しないよう指導する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。
- ブロックをかけ、なお続くようであればアカウント自体の削除や警察へ連絡するよう勧める。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。



その後の学校内での取組

- 本人の許可を得ずに勝手にIDなどの個人情報を教えることがないように指導する。
- ネット上で知り合った相手に個人情報を教えることで犯罪に巻き込まれる等の危険があることを理解させる。



ポイント解説

他人のIDは重要な個人情報なので、本人の許可なく勝手に教えないよう指導する必要があります。

また、知らない人からメッセージが届くことに対しては、個別にブロックしたり、アプリごとの対策機能を使って対処することもできます。それでも続くようであれば、アカウント自体の削除や警察への相談も検討してください。



豆 知 識

LINEのIDは友だち登録のときに他人に教えることはありますが、IDやパスワードの多くは、他人に教えるべきものではありません。たとえ信頼できる友だちや人であっても教えることがないように指導してください。また、IDやパスワードは、他人から推測・解析されにくいものを設定し、万が一漏洩したときに備え、できる限り複数のサービスで使いまわさないようにすることも必要です。

他人のIDやパスワードを使って、SNS等を利用することは違法行為（不正アクセス）となること、不正アクセスをした者が警察等の捜査により特定されうることも、合わせて理解させてください。



事例 2

ステータスメッセージに悪口を書き込まれた

生徒ABCDが生徒Eに対する悪口をそれぞれのステータスメッセージに載せた。そのことにEが気づき相談した。



問題点

- 誹謗中傷など悪意のある書き込みはそもそも禁止されている。
※アプリやサイトの利用規約には「誹謗中傷の禁止」が書かれている。
- たとえ冗談だとしても犯行予告などは犯罪になりうる。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 書き込みに限らず、ネット上に発信する際は、読む人のことを考え、感情に任せず、考えてから書き込むよう指導する。
- ネット上で不適切な書き込みをすることは日常生活（リアル）で言葉の暴力をふるっていることとなんら変わりはないことを自覚するよう指導する。
- 書き込み等が悪質な場合は、犯罪につながる可能性があることを理解させる。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- トラブルの兆候を早期発見できるよう、児童生徒が相談しやすい環境を作る。
- 些細な表現の行き違いがきっかけとなりいじめに発展することもあるので、行動の変化がないかなど当事者を見守る。
- 困ったことがあれば、一人で抱え込まず、保護者や教職員など、身近な大人に相談するよう促す。



ポイント解説

多くのSNSは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。登録時に同意しているルールですので守って使うよう指導をしてください。

プロフィール画面にあるステータスメッセージは、ブロックしている相手からも見られるため、不適切な記載があれば相手に伝わる可能性が高いです。また、「友だち」や、「知り合いかも」に表示される「友だち」ではないアカウントからも読むことができるため、急速に拡散する可能性があるため早期対応が必要です。

現実（リアル）でもネットでもやってはいけない行為は一緒です。正しいスマホ等の利用方法の指導をお願いします。



豆 知 識

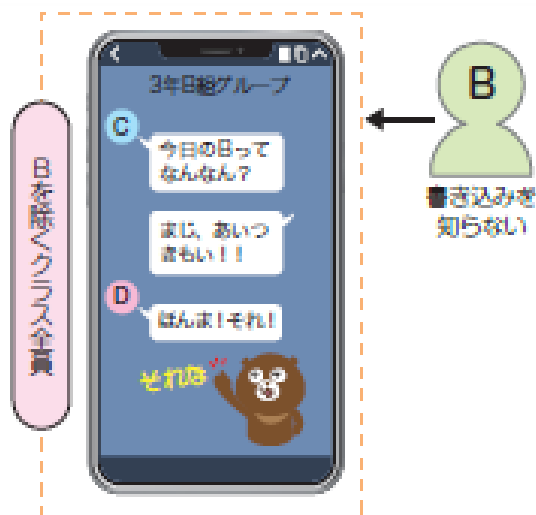
LINEには「ステータスメッセージ」というプロフィールや近況などを書ける機能があります。小学生や中学生は「ステメ」と呼んでいます。「ステメ」には500文字まで入力できます。

「ステメ」は、何も書かれていないもの、一言だけのもの、長文に及ぶものまでさまざまあります。中学生は比較的長い文章が多いといわれています。

毎日のように更新して日記のように使っていたり、X(旧 Twitter)のように独り言やつぶやき感覚で使っている子どももいます。

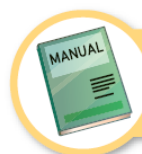
事例3 グループトークに誹謗中傷を書き込まれた

生徒Aが「しね」「うざい」「きもい」などの生徒Bへの悪口をグループトークに書き込んだ。トークグループはBを除く同じクラスの生徒で構成されており、Bはこの事実を知らない。



問題点

- 誹謗中傷など悪意のある書き込みはそもそも禁止されている。
※アプリやサイトの利用規約には「誹謗中傷の禁止」が書かれている。
- Bだけが除かれたクラスのトークグループが存在する。
- Bの知らないところでやりとりがされている。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- グループトーク内の全員に書き込みを削除させる。
- 書き込みに限らず、ネット上に発信する際は、読む人のことを考え、感情に任せず、考えてから書き込むよう指導する。
- ネット上で不適切な書き込みをすることは日常生活（リアル）で言葉の暴力をふるっていることとなんら変わりはないことを自覚するよう指導する。
- 書き込み等が悪質な場合は、犯罪につながる可能性があることを理解させる。
- 書かれたことを被害児童生徒が知ったらどんな気持ちができるのか、書いた事実は消えないこと、書き込んだ本人以外の他の児童生徒がどういう気持ちであったかを考えさせる。
- 悪口は言い出さない、書き込まないことを指導する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- トラブルの兆候を早期発見できるよう、児童生徒が相談しやすい環境を作る。
- 些細な表現の行き違いがきっかけとなりいじめに発展することもあるので、行動の変化がないかなど当事者を見守る。
- 困ったことがあれば、一人で抱え込まず、保護者や教職員など、身近な大人に相談するよう促す。



ポイント解説

グループトークは、グループのメンバーでなければやり取りの内容を読むことができないため、トラブルの発見が遅れがちです。

学校生活での様子を注意深く観察し、「何かいつもと違うな」など子どもたちの変化にいち早く気づくことで早期発見に繋がります。



豆知識

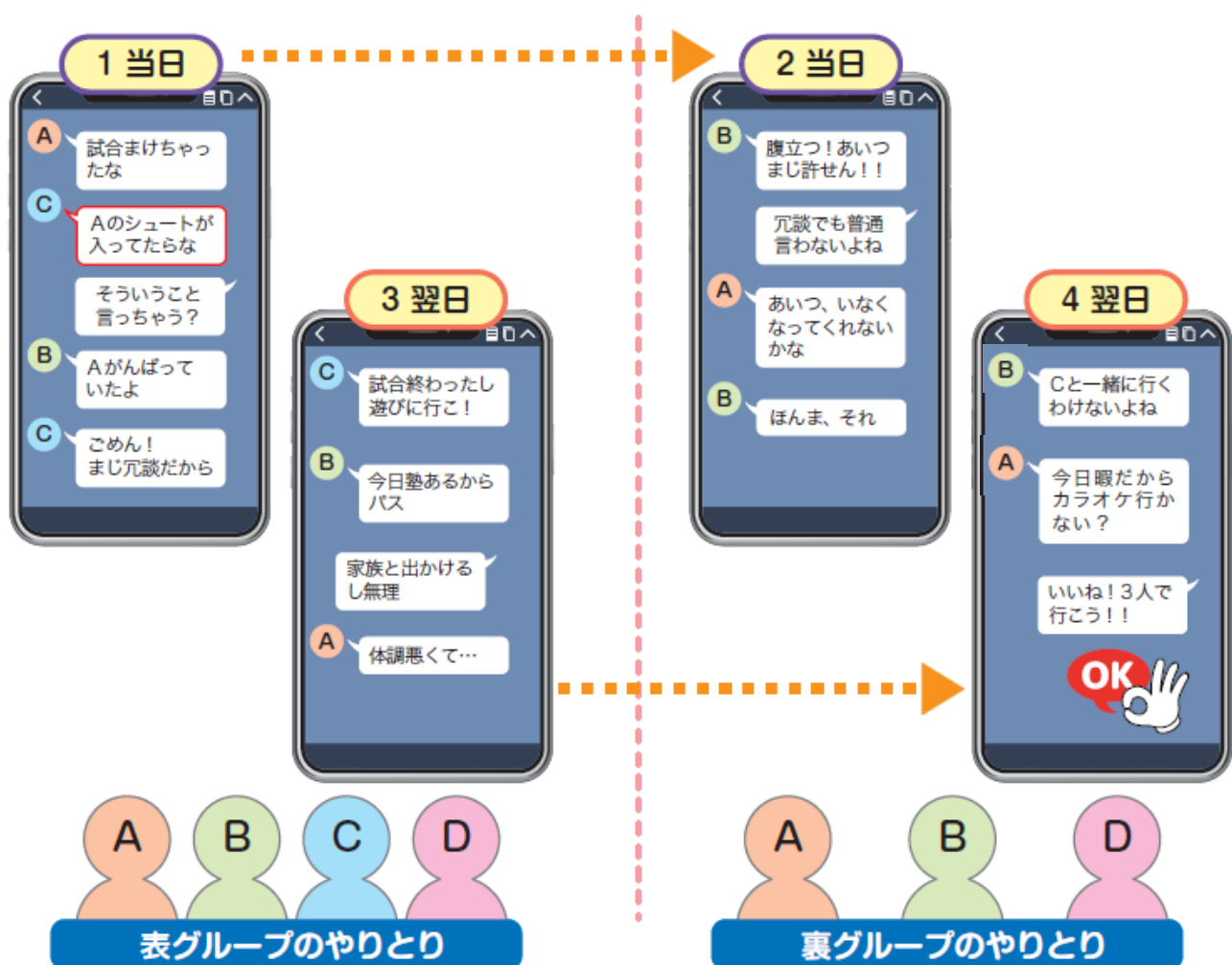
グループの作成、「友だち」の招待、退会等は簡単にできます。また、グループから強制退会させることもできます。つまり、いじめの対象者以外のメンバーで別グループを容易に作成することができるため、悪口や都合の悪いことが見えないところでやりとりされてしまいます。

周りの大人の知らないところで誹謗中傷が広がり、被害児童生徒は知らないまま過ごしていることが多く、事案を認知するまで時間がかかることがあります。

事例 4

知らないところで別のトークグループを作られた(仲間はずし)

生徒ABCDの4名は、部活動のトークグループ（表）を作っていた。ある日の試合でAがシュートを外し、試合に負けてしまった。その当日、試合に負けたことをトークしていたところ、「Aのシュートが入っていたらな」というCの発言が気に入らなかったABDは、Cを除く3名で別のグループ（裏）を作成した。翌日、Cがグループ（表）で発言しても乗ってこない。



問題点

- Cの見えないところで誹謗中傷がされており、Cが気づいていない。
- 表のグループと同時進行で裏のグループでメッセージのやりとりがされている。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 書き込みに限らず、ネット上に発信する際は、読む人のことを考え、感情に任せず、考えてから書き込むよう指導する。
- 仲間はずしは、いじめにあたることを指導する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。



その後の学校内での取組

- トラブルの兆候を早期発見できるよう、児童生徒が相談しやすい環境を作る。
- 些細な表現の行き違いがきっかけとなりいじめに発展することもあるので、行動の変化がないかなど当事者を見守る。
- 困ったことがあれば、一人で抱え込まず、保護者や教職員など、身近な大人に相談するよう促す。



豆知識

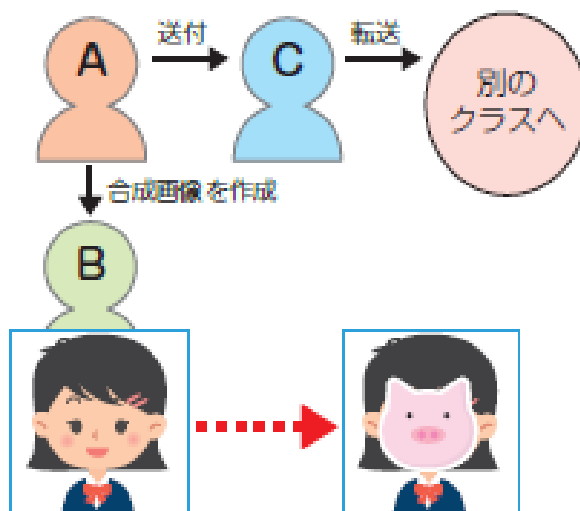
グループトークは、会話の流れが速いため、ちょっとしたことで誤解や感情の行き違いが生じやすくなります。グループトーク中にお風呂に入っていて返信が遅かっただけや、疑問符を付け忘れただけで意味を誤解されるなど、何気ない出来事からグループはずしに発展するケースも少なくありません。

こうしたケースでは、相手には生活や様々な事情もあり、返事ができないだけなのかも知れないことを理解させてください。

事例5 自分の画像を勝手に加工され拡散された

生徒Aが同じクラスの生徒Bの加工写真（顔画像の合成）をつくり、違うクラスの生徒Cに送付した。またCは同じクラスの別の生徒に転送した。

生徒Xが同じ部活の生徒Yと生徒Zの写真を許可なく加工し、SNSアプリで投稿した。



問題点

- 画像の加工はアプリを使って簡単にできるようになってきている。
- 加工写真がチェーンメールのように転送されている。
- ネット上に一度載せた情報を消すことは難しい。



対処方法

児童生徒

- 聞き取りを行い、事実確認する。誰に対して転送したのか、SNSアプリ等に投稿していないかなど画像の拡散範囲を詳細に確認する。
- 必要に応じて、証拠となるものを、本人の同意を得て画面コピー（スクリーンショット）等で保存する。
- 必要に応じて画像の削除を行う。削除方法が不明な場合には、教育委員会等に連絡し相談する。
- 画像を受信した全員に画像を削除させる。

保護者

- 児童生徒から聞き取った内容や指導内容を連絡する。
- 必要に応じて、証拠となるものを本人の同意を得て画面コピー（スクリーンショット）等で保存するよう伝える。
- 必要に応じて、画像の削除を行うよう伝える。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡を入れるよう依頼する。



その後の学校内での取組

- 撮影・加工した画像や動画を本人の許可なくネット上に掲載しないよう指導する。
- ネット上においては、一度拡散した情報は、完全に削除することが困難であることを理解させる。
- 悪意のあるなしに関わらず、誰かにいやな思いをさせることにならないよう、自らのネット利用について振り返らせる。



ポイント解説

一度画像や動画をネット上に載せてしまうと完全に消すことは不可能です。安易にSNSアプリやネット上に投稿しないよう指導する必要があります。また、一度ネット上に載せられた情報は、多くの人に拡散されるなどしてコントロールできなくなるため、SNSなどのネットの特徴や怖さについて理解を深める必要があります。

さらに、写真に位置情報が記録されており、居場所や撮影場所が特定されるおそれもあります。



豆 知 識

多くの人に画像を拡散された例（三重県教育委員会 いじめ事例ワークシートより）

クラスメイトのA、B、Cはスマホでお互いを撮影し、アプリで加工して楽しんでいた。ある日、Aの顔の画像をアプリで加工していたところ、とても面白い画像ができ、3人で笑いあっていた。Bは仲良しのDに「かわいいよね？」とコメントを付けてその画像を送信した。Dも画像が気に入って、自分のSNSグループでシェアした。

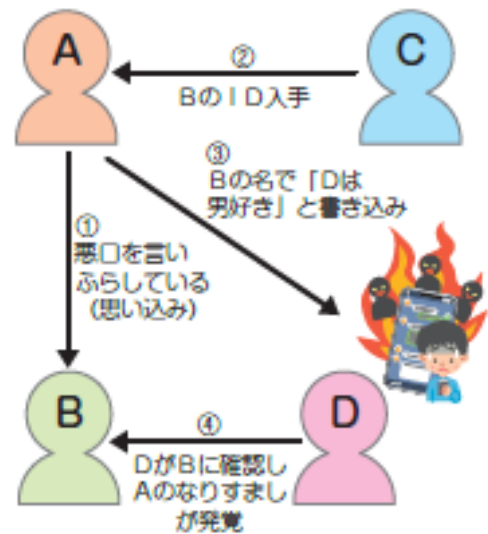
しばらくたつと、Aは廊下ですれ違いざまに、笑われたり、陰口を言われたりいやな思いをするようになった。Aは、加工された自分の画像がさらに加工され、様々なコメントつきでSNSに流れていることを知った。

※不特定多数の人に個人的な画像が公開されたり（プライバシー権の侵害・肖像権の侵害）、自分が想像していなかった方法で画像が悪用されたりする危険性もあります。

事例 6

自分の名前で身に覚えのない書き込みをされた

生徒Aは生徒Bに自分の悪口を言いふらされていると思い込んでいた。その腹いせに、Aは生徒CからBのIDを入手し、Bになりすまし、「生徒Dは男好きでいろいろな人と付き合っている」とうその書き込みをした。DがBに確認したところ、書き込みをしたのはBではなくAだということが分かった。



問題点

- CがBのIDをAに教えてしまった。
- AがBになりすましてうその書き込みを行った。
- 誹謗中傷など悪意のある書き込みはそもそも禁止されている。
※アプリやサイトの利用規約には「誹謗中傷の禁止」が書かれている。



対処方法

児童生徒

- なりすましの場合もあるので、加害児童生徒の特定は慎重に行う。
- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。なりすましてまでそのような書き込みをするに至った背景を確認する。
- 書き込み等が悪質な場合は、犯罪につながる可能性があることを理解させる。
- 他人の個人情報（氏名、住所、ID、パスワード等）を勝手に教えないよう指導する。
- ID、パスワードの変更などの対応をとるよう指導する。
- DだけでなくBに対しても、必要に応じてSCやSSWによるカウンセリングや面談を行うなど心のケアを行う。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- ID、パスワードの変更などの対応をとるよう依頼する。
- 必要に応じて書き込みの削除を行うよう伝える。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- 書き込みの内容をうのみにして、ひやかしたり面白がったり大騒ぎする児童生徒がいる可能性があるため学級内や周囲にも注意する。
- 他人のID、パスワードを使ってSNS等を利用することは違法（不正アクセス）であることを理解させる。



ポイント解説

多くのSNSでは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。登録時に同意しているルールですので、守って使うよう指導をお願いします。

他人になりすます行為は、発言の責任を他人になすりつけることになります。それによって相手の名誉を傷つけた場合、名誉毀損等となる可能性もあり、事例では、DだけでなくBに対する名誉毀損等となる可能性があります。

「ネットなら誰が書いたかわからない」と勘違いしている子もありますが、警察が動くようなケースだけでなく、ネット上のさまざまな情報により書き込んだ本人が特定できる場合があることを正しく理解させてください。



豆 知 識

最近では、プロバイダに情報開示を命令する例も出てきています。たとえ匿名であっても、ネット上のいじめに加担することは許されないことであり、損害賠償請求の対象ともなりうることを理解させる必要があります。

ネット上の掲示板で実名をさらされプライバシーを侵害されたとし、
発信者情報の開示命令が出された例（平成30年12月10日 東京地裁）

【事 例】

不特定多数の人が閲覧可能なネット掲示板で、学校名入りでいじめが話題になり、男子生徒を中傷し、実名やあだ名をさらす匿名の投稿があった。男子生徒側が、ネット上の掲示板で実名をさらされプライバシーを侵害されたとして、発信者の名前、住所、メールアドレスの開示をプロバイダ3社に請求した事案。

【裁判所の判断】

「いじめを受けた事実は、無限定に広まると偏見や中傷を招きやすい」として、実名やあだ名の書き込みがプライバシーの侵害にあたるとして開示命令を出した。

事例 7

スマホを持っていないことでからかわれた

児童 A は、クラス内で唯一スマホやゲーム機を持っていない。クラス内の子から持っていないことをからかわれる。

生徒 X はスマホを持っていない。X が所属している部活動では、トークグループが存在し、部活のやりとりや日常の会話が行われている。ある時、トークグループで繋がっている生徒たちだけで遊びに行ったことがわかり、X は仲間はずれにされていると思って、担任に相談した。



問題点

- スマホやゲーム機を持っていないことが悪いかのようにクラス内が思っている。
- スマホを持っていない子を除く、SNS上のトークグループが存在する。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- スマホやゲーム機を持っていないことを理由に仲間はずれにすることは、いじめにあたることを指導する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。



その後の学校内での取組

- 仲間はすれにする側への指導だけでは問題の抜本的な解決にはならないので、学級全体、学年全体、学校全体への指導が必要となる。
- 全校集会や学年集会の開催などを通じ、情報モラルについて指導する。



ポイント解説

携帯電話やスマホを持たない理由として、「特に必要性を感じない」、「生活のリズムが乱れる」、「トラブルに巻き込まれる心配がある」、「勉強の妨げになる」、「家族の会話が少なくなる」、「家族と共有の携帯・スマホがある」、「料金負担になる」などさまざまな理由が考えられます。

スマホを持っていることを前提として、児童生徒間のコミュニケーションが行われる可能性があります。加害児童生徒の指導だけでなく、こうした学級内の意識への指導も必要となるでしょう。



豆 知 識

小中学校におけるネット利用の状況を把握するため、大津市立小中学校全55校の児童生徒（小学校4～6年・中学校全学年 小学校＝3,472人、中学校＝2,464人）を対象にアンケート調査（令和6年度）を実施しました。

市内小中学生の携帯電話・スマホの所持率は以下のとおりとなりました。

	小学生		中学生	
大人用スマホ・携帯電話（キッズ携帯は含めない）	R6	48.4%	R6	91.7%
	(H30)	21.4%	(H30)	65.7%

平成30年度の調査結果と比べ、小学生・中学生ともにスマホ・携帯電話の所持率が大幅に増加していることが分かります。また、学年別のデータからは、中学入学を機にスマホ・携帯電話を所持する生徒が多いことも分かっています。

事例8

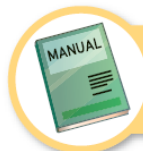
SNSでうその告白をされた

生徒Aは生徒BとのトークでBから「好きです」と告白され、「付き合ってもいい」と返事すると、「うそです」と返事が返ってきた。
Bは、生徒CDEとのグループの罰ゲームでAに告白してしまった。



問題点

- ゲーム感覚で告白を行っている。
- その場のノリに任せて「面白いからやる」といった、軽さがある。
- 対面や手紙、電話と違い、トークはスマホで簡単にできるので罪悪感を持ちにくい。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 恋愛感情がないにもかかわらず「うその告白」をすることは、人の心をもてあそぶ許されるものではないことをしっかり指導する。
- 仲間から「告白しないと仲間はずれにするぞ」と強制的にやらさせている可能性もあり、グループの関係性について把握し指導する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- はやりでやっている場合があるので、そのグループのみならず、学級全体、学年全体、あるいは学校全体にモラル指導をする必要がある。
- 悪意のあるなしにかかわらず、誰かにいやな思いをさせることにならないよう、自らのインターネット利用について振り返らせる。



ポイント解説

告白される側も、強制的にやらされる側も傷つく陰湿ないじめ行為です。

告白された側は、人を信じられなくなったり、疑心暗鬼になったり、学校生活や新しい人間関係を築くことが難しくなるかもしれないので、早期に対応することが重要です。



豆 知 識

中学生の間で、罰ゲームと称して好きでもない子に告白を行わせる「うそ告」とよばれるものがはやっています。実際、罰ゲームのような悪のりでうその告白をすることがあり、拒否すると仲間はすれにされることもあります。



事例9 付き合っていた頃の画像をネットにさらされる(リベンジポルノ)

生徒Aは生徒Bと昨年の夏まで付き合っていたが、今は別れて生徒Cと付き合っている。交際時に撮影された上半身裸の画像がBによってネットに出されているとAから相談があった。



問題点

- プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪にあたる。
- 「画像をばら撒くぞ」などの脅しではなく、すでにネットに流出してしまっている。
- いわゆる「リベンジポルノ」として犯罪にあたる。
- 特に未成年の場合、被写体として撮影すること自体も犯罪にあたる（児童ポルノ）。
→P17「犯罪行為等について」参照。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 被害児童生徒の性別等に応じた教員やカウンセラーが対応、又は、立ち会うなどの配慮をする。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 画像等が拡散されると被害の回復を図ることが著しく困難となるため、警察等と連携し速やかに削除依頼を行うなど対応してもらう。
- 場合によっては、警察等と緊密に連携し、犯罪行為として取り扱うか否かを判断してもらう。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- リベンジポルノは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的な事案に該当する場合も考えられることから、被害児童生徒の安全確保を最優先に考える。
- SCやSSWと緊密に連携し精神的な被害の回復を図る。
- 撮影させない、他人に提供しない、撮影・提供等の要求をしないことなど被害の発生を防止するための啓発活動を実施する。



ポイント解説

リベンジポルノ画像がネットにアップされてしまうと瞬く間に拡散され被害が深刻化するので迅速に対処する必要があります。



豆 知 識

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」

【罰 則】

公表罪 第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

公表目的提供罪 公表させる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者

→ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【「私事性的画像記録」「私事性的画像記録物」とは？】

私事性的画像記録とは、以下の①～③の電子情報（いわゆる電子データ）のこと。

①性交又は性交類似行為に係る人の姿態

（例）異性間・同性間の性交行為、手淫・口淫行為など

②他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

（例）性器、肛門又は乳首を触る行為など

③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されるものであり、かつ性欲を興奮させ又は刺激するもの

（例）全裸又は半裸の状態で扇情的なポーズをとらせているものなど

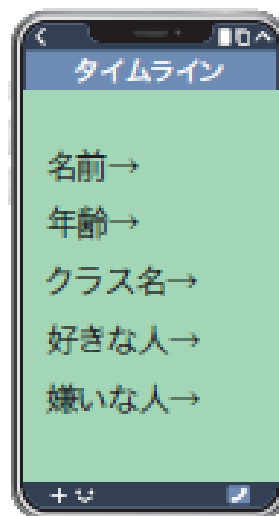
私事性的画像記録物とは、上記①～③を撮影した画像を記録した有体物（写真、CD-ROM、USBメモリなど）のこと。

いずれも、本人が第三者に見られることを認識した上で撮影を許可した画像（アダルトビデオ、グラビア写真など）は除かれます。

警察庁HP「リベンジポルノ等の被害を防止するために」より引用

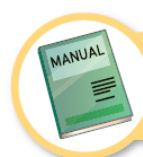
事例 10 書きたくないことを書かされる(バトン)

クラスの中では「バトン」がはやっている。生徒Aのもとに「バトン」が送られてきて、「嫌いな人は？」の質問に答えないと「トークグループからはずすぞ」と言われたとAから相談があった。



問題点

- 名前や年齢など個人情報を簡単に答えさせようとしている。
- 答えてしまったら、知らない人に情報が流れてしまう危険性がある。
- 知らない人とつながってしまうことがあることを認識していない可能性がある。
- 「バトン」に答えるかトークグループからはずれるかの選択を強いられている。



対処方法

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。
- 仲間はずしは、いじめにあたることを指導する。
- 個人情報を答えさせるような質問内容は回さないように指導する。
- 公開範囲を設定していないと、友だち登録しているすべての人に読まれてしまう可能性があるため、タイムラインを非公開設定にする。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- ネット上に個人情報を掲載することで、犯罪に巻き込まれるなどの危険性があることを理解させる。
- ネット上に個人情報を掲載しないよう指導する。
- ネット上で一度拡散した情報は完全に削除することが困難であることを理解させる。



ポイント解説

「バトン」を利用して、個人情報を送らないように心がけるとともに、利用状況に応じてタイムラインを非公開設定にする等の対策が必要です。

「バトン」は遊びの要素が強いため気軽に利用しがちですが、利用の仕方によっては危険が生じる可能性もあります。



豆 知 識

無料通信アプリのタイムライン等、日常のつぶやきを投稿できるサービスを利用した「バトン」が児童生徒の間ではやっています。「バトン」とは、定型の質問に答えながら次の人へと送っていくものです。適切な設定をしていなければ、友だち登録しているすべての人が見ることができるため、トラブルに発展することがあります。

友人間で回すメッセージによる待ち伏せ被害例

無料通話アプリで、学校の友人からバトンが回ってきた。質問内容を読み、Aは、軽い気持ちで名前や年齢、学校名などを答えたところ、以前アカウントを教えていたネットで知り合ったBに待ち伏せされた。

「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」
（総務省）参照



事例 11 裏アカウントの内容を暴露されたりうその書き込みをされる

AとBは付き合っていて、お互いのX(旧 Twitter)のパスワードを交換していた。AはBと別れたいと思い、裏アカウントに愚痴やBの不満などを書き込んでいた。そのことをBが知り(※)、Bの妹Cに依頼し、Bの浮気を匂わせる嘘のポスト(ツイート)を書き込ませ、Aから別れさせようとしたり、AのX(旧 Twitter)の裏アカウントでの書き込み内容をネット上に暴露し、うそや脅し文句を書き込んだ。Aと保護者が来校しそのことを相談したが、Aはいじめではないと否定した。

(※Aは自身の公開アカウントで裏アカウントをフォローしていたためBは裏アカウントを見ることができたようである。)



問題点

- AとBはお互いのパスワードを交換している。
- 他には見られないはずの裏アカウントの内容が暴露されている。
- X(旧 Twitter)上で誹謗中傷が繰り返されている。
- Aはいじめではないと言っている。



対処方法

マニュアルP10～P15(基本知識)も参照

児童生徒

- 当事者から聞き取りを行う。
- アカウントや書き込みを削除させるなどこれ以上の拡散の防止を図る。
- A本人がいじめではないと表明しても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどし確認する必要がある。
- ネットを通じて情報が拡散することで不安に駆られることがあるので、必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- 学校での生活の様子を注意深く観察し、子どもの様子・行動の変化を見守る。
- 必要に応じて学年集会や全校集会などですべての児童生徒に指導する。
- SNSの専門的な知識を有する人に講演を依頼するなどし、裏アカウントを作って書き込む行為がどのような影響を及ぼすかについて児童生徒に考えさせる。
- ソーシャルスキルトレーニングなどを通じ、実生活における望ましい人間関係づくりのスキルの育成を図る。
- ネット上においては、一度拡散した情報は完全に削除することが困難であることを理解させる。



ポイント解説

パスワード交換は関係が良好なときは問題が発生しなくても、時間経過により様々な問題が生じることもあります。どんなに仲が良くても、その証としてパスワードを交換することは避けるべきです。

複数アカウントの所有自体は否定されるものではありませんが、裏アカウントの使い方には注意する必要があります。裏でも表でも交際相手や保護者には言えないことをネット上で共有することは道徳的な観点からも良くない行為であり、他人に言いにくいことを伝えるときは、ネットでのやり取りに終始するのではなく、直接顔の見える状態でやり取りするコミュニケーションの原点に立ち返る必要があります。



豆 知 識

X(旧 Twitter)でのいじめの特徴の一つとして、外部からは見えにくいということがあります。これは、X(旧 Twitter)にはパスワードが必要な「鍵アカウント」つまりロックされているアカウント内で行われることが多いからです。

X(旧 Twitter)上で行われる誹謗中傷はほとんどが匿名でされています。そのため誰が書き込んだのか特定できないことが多いです。誰が投稿しているのかがわからないので「友だちと思っていた仲のよい子が書き込んでいるかも」と疑心暗鬼になり精神的に追い詰められるケースもあります。

事例 12

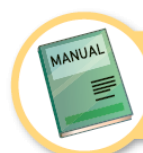
動画に写りこんだことがきっかけで誹謗中傷される

A（女子生徒）はコンビニの前で迎えを待っていた。そこに3人の男子生徒BCDがきて、BがCDを動画で撮影していたところ、Aが写りこんでしまった。Bはその動画をインスタグラムにあげた。その動画がクラスに広まり、クラスメイトが、Aが付き合っているEに、AがCDと一緒に写っていることを「どう思う？」と聞いたり、BのところへAを連れて行って偶然写りこんだだけなのかを確認したりした。



問題点

- Bが撮影した動画にたまたまそこにいただけのAが写りこんでいる。
- 動画が拡散されてしまっている。
- うそや噂の情報が広まっている。



対処方法

マニュアルP10～P15（基本知識）も参照

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- 投稿された動画を削除させる。
- 安易な投稿がどのような影響を及ぼすことになるのか児童生徒に考えさせる。
- 精神的な動揺をきたしていることもあるため、必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じて動画の削除依頼を行うよう伝える。
- 必要に応じSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。



その後の学校内での取組

- 動画の内容をうのみにして、ひやかしたりからかったり噂したりする児童生徒がいる可能性があるため、当事者だけでなく周囲にも注意する。
- 撮影した動画を投稿し、第三者が見たときにどういう影響があるのかを学校・学年・学級などで児童生徒に指導する。
- 学校での生活の様子を注意深く観察し、子どもの様子・行動の変化を見守る。



ポイント解説

熊本県の調査によると、インスタグラムの動画を他の生徒に見せ「どう思う？」と聞いた行為や、動画を上げた生徒のところに連れて行き、偶然写りこんだだけなのかを確認する行為はいじめにあたりと認定されています。その上で、再発防止には「SNSの安易な利用や投稿が、誰も予想しない深刻な事態を引き起こす可能性があることについて、指導の徹底を図る必要がある」と指摘し、インスタグラムに投稿した動画に写りこんだことがいじめの引き金になったとしています。



豆 知 識

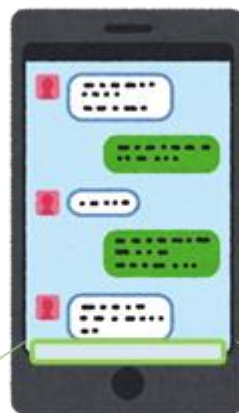
「インスタ映え」といわれる言葉が流行しているように、インスタグラムで多くの人に見てもらうためには見栄えがよいものやセンスのある画像を載せることが必要となっています。そのため、場所や時間、周囲の状況をわきまえずに撮影している動画も多く見受けられます。

事例のように、写りたくないのに偶然写ってしまったがために誤解され、誹謗中傷されたり、個人情報が出たりするケースが発生しています。

インスタグラムのフォロワー数やいいねが多いことでねたまれたり、言いがかりをつけられたりして、いじめに発展するケースも増えているようです。

事例 13 勝手にトークグループから退会させられる

クラスには、生徒A B C D E F Gが参加しているトークグループがあった。そのグループの生徒Gが、Aに断ることなく勝手にAをグループから退会させた。Aは退会させられた理由が分からず相談があった。



〇〇は△△を退出させました



問題点

- Aに断ることなくグループを退会させている。
- Aは、退会させられた理由がわかっていない。



対処方法

マニュアルP10～P15（基本知識）も参照

児童生徒

- 当事者から聞き取りを行い、なぜAを退会させることになったのか背景を確認する。
- 強制退会させられた被害児童生徒がどんな気持ちかを考えさせる。
- SNSであれグループに入っている人を断りもなくはずすことは仲間はずしにあたることを指導する。
- 仲間はずしは、いじめにあたることを指導する。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。



その後の学校内での取組

- グループとAとの関係性について今後も注視していく。
- 学校での生活の様子を注意深く観察し、子どもの様子・行動の変化を見守る。



ポイント解説

Aは、どんな理由で退会させられたかわからず、傷ついたり、落ち込んだり、不安になったりしています。被害児童生徒へのフォローが必要になるでしょう。SCやSSWによるカウンセリング、面談を必要に応じて実施してください。

SNSでのいじめ行為は、相手の表情などを見ていないため、相手を傷つけているという罪悪感も薄くなっていると思います。「少し気に食わないからはずしただけ」といった軽い気持ちでも「いじめ」に当たることを理解させましょう。



豆 知 識

LINE では、グループメンバーであれば誰でも他のメンバーをグループから退会させることができます。強制的に退会させると、誰が誰を退会させたか分かってしまいます。

退会させられた場合トーク履歴は残りますが、友だちリストには表示されなくなります。また、メッセージ送信やアルバムを見ることもできなくなります。

退会させられても、グループに参加しているメンバーに招待してもらえば復帰することができます。

事例 14 ゲームの中のチャットで言い合いになる

児童Aと児童Bは、それぞれの家において通信プレイで一緒に建物を作ったりするTVゲームをして遊んでいた。ゲームのなかでAがBの作った建物を壊してしまった。ゲームにはチャット機能が付いており、それに怒ったBはAに対し「やめろや。ばか。謝れ」など書き込み、AもBに「バックアップとっているからいいやんけ。ばけ」と言い返し、また建物を壊した。



問題点

- Aはゲーム上だがBが作ったものを壊してしまっている。
- BはAに対する悪口を書き込んでしまい、それに反応したAも悪口を書き込み言い合いになっている。
- Bが嫌がっているにもかかわらずAは嫌がらせを続けている。



対処方法

マニュアルP10～P15（基本知識）も参照

児童生徒

- 当事者から聞き取りを行う。
- どちらかを一方的に加害者と決めつけたり、憶測だけで対応することのないようにする。
- チャットで悪口を言うことも、他のいじめと異なるものではなく、決して許されるものではないことを指導する。
- SCやSSWと連携し、児童生徒に対するケアを十分に行う。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。



その後の学校内での取組

- トラブルの兆候を早期発見できるよう、児童生徒が相談しやすい環境をつくる。
- 学校での生活の様子を注意深く観察するとともに、対面でのトラブルに発展することもあるので子どもの様子・行動の変化を見守る。



ポイント解説

このようなケースでは、片方からの言い分だけで安易に加害者被害者と決めつけるのではなく、「ネットいじめ」が起こった背景や事情についても詳しく調べるなどの対応が必要となります。

「ネットいじめ」に関しては、軽い気持ちで書き込みを行ったり、児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合もあるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて十分な配慮のもとでの指導が求められます。



豆 知 識

トラブルの発生率を見てみると、特に小学生においてはゲーム機でのトラブルが多くなっています。最近は、ゲームの中でも、友だちと一緒に出かけたり、一緒にものを作ったり、サバイバルしたりしてプレイする「マルチプレイ」とよばれるタイプのオンラインゲームが小学生の間ではやっています。このようなオンラインゲームでは、チャットなどでやりとりをしながらゲームを進めていくので、コミュニケーション上のトラブルが増えています。

過去には、書き込みをめぐるトラブルから、呼び出して暴行するといった事案に発展しているケースもありますので注意が必要です。



事例 15 ゲームの中で課金などを強要される

児童ABCDは、それぞれの家において通信プレイで一緒に対戦型ゲームで遊んでいた。ゲームで使うキャラクターの服装や武器のデザインなどは、課金して変えることができるが、各家庭の方針で、A以外はゲームの設定で課金できないようになっていた。

どうしても欲しいアイテムがあったBは、Aに「課金してアイテムを購入して、みんなに贈ってほしい（「ギフト」がほしい）」と言った。Aは断ろうとしたが、Bから「贈ってくれなければ一緒に遊ばない」と言われ、保護者に知らせずにBCDにギフトを贈ってしまった。 ※課金：ゲーム等のプレイ料金やゲーム内のアイテム等の料金を支払うこと



問題点

- Aは保護者に知らせず、課金してBCDにギフトを贈ってしまっている。
- Bは、Aをゲームで仲間外れにすると脅すことで、Aにギフトを贈らせている。



対処方法

マニュアルP10～P15（基本知識）も参照

児童生徒

- 当事者全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- ゲーム内であっても、お金のやり取りを伴うことは行わないよう指導する。
- 仲間はずれにすることは、いじめにあたることを指導する。
- 仲間はずれにしないことを条件にお金を出すことを求めることは、犯罪につながる可能性があることを理解させる。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者

- 児童生徒から聞き取った事実や指導内容について連絡する。必要に応じて家庭訪問等を行う。
- ゲームや課金を含めた設定について保護者が理解し、家庭でゲームの設定や遊び方について話し合い、ルールを決めるよう勧める。
- 必要に応じてSCやSSWによるカウンセリング、面談を勧める。
- 児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するよう依頼する。
- 場合によっては、警察等と緊密に連携し、犯罪行為として取り扱うか否かを判断してもらう。



その後の学校内での取組

- グループとAとの関係性について今後も注視していく。
- 学校での生活の様子を注意深く観察し、子どもの様子・行動の変化を見守る。
- 必要に応じて全校集会や学年集会の開催などを通じ、金銭授受やゲーム内の課金等について指導する。
- 困ったことがあれば、一人で抱え込まず、保護者や教職員など、身近な大人に相談するよう促す。



ポイント解説

金銭授受は、大きな金額のやり取りに発展することもあり、また、ゲーム等を通すことで、実感を伴わず、金銭感覚が麻痺していく可能性もあります。また、脅迫や恐喝を含むトラブル、犯罪行為につながることもあります。

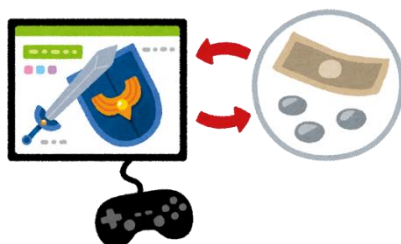
金銭授受は、保護者に知らせずに行われることが多く、また、課金できる（金銭を持ち出せる）環境が背景にあります。家庭内で、ゲーム内での課金や金銭授受について話し合うことが大切ですので、保護者と連携して対応しましょう。



豆 知 識

ゲーム内での課金は、保護者のクレジットカードからの引き落としとなるものが多く、パスワードの管理等を徹底することでトラブルを防止することができます。

また、多くのゲームでは、児童生徒の年齢等に合わせ、安全に利用できるよう、保護者が機能制限等の設定を行うことができるため、課金の可能性があるゲームを使用させる場合は設定を確認しましょう。ただし、設定上、禁止することができない行為もあることから、家庭内での話し合い、ルールづくりは大切です。





LINE

特徴や注意点

- 個別または複数の友人とメッセージをやりとりできる。
- 「グループ外し」等のいじめにつながることもある。

(1) 一対一のやりとり



(2) グループでのやりとり



(3) ステータスメッセージ



(4) タイムライン



X(旧 Twitter)

特徴や注意点

- パソコンやスマホから文章や、画像・動画を添付して投稿できる。
- 感じたことや言いたいことを、「つぶやき」として不特定多数に公開できる。
- 気軽に投稿できるため、不適切な書き込みに及ぶ場合がある。

(1) プロフィール



(2) タイムライン



X (旧 Twitter) 公式 HP URL

<https://about.twitter.com/ja>

Instagram

特徴や注意点

- 写真や動画を加工し、投稿できる。
- ハッシュタグ（#）というキーワードを用いた検索機能が充実している。
- インスタグラムストーリーズ（ストーリー）で、写真や動画が24時間で消えることに安心している子どもたちがいるが、その間にスクリーンショット等で保存される可能性がある。



Instagram 公式HP URL

<https://about.instagram.com/ja-jp>

YouTube

特徴や注意点

- 無料で利用できる動画共有サイト。
- YouTubeに動画をアップロードする場合、年齢制限は13歳以上とされている。利用規約には、「13歳未満の子どもは対象としていない」とされている。
- 閲覧した人が感想を残したり、再生回数が分かる。
- 多くの人に見てもらうため、不適切な行為に及ぶ場合がある。
- 2017年には子ども向けの動画がメインに表示されるアプリ「YouTube kids」も登場している。



YouTube 公式HP URL

<https://support.google.com/youtube>

TikTok

特徴や注意点

- 動画SNSアプリ。
- 15～60 秒程度の短い動画のほか、最大 10 分までの撮影、投稿が可能。
- 作成した動画には音楽をつけることもできる。音楽の再生位置や音量なども調整できる。
- 撮影した動画の編集も簡単にできる。
- SNS機能があり、お互いに「いいね」やコメント、気に入った投稿者の「フォロー」が可能。
- 動画を公開すると、「何回再生されたか」「いいねをもらえたか」が確認できるようになる。
- 不特定多数の人がいるところで撮影すると写りたくない人が写ってしまい、その動画が流出してしまうこともある。



TikTok 公式HP URL

<https://www.tiktok.com/about?lang=ja-JP>

SNOW

特徴や注意点

- 自分で撮影した写真を面白くアレンジできるカメラアプリ。
- 誰でも簡単に画像の加工ができ、加工した画像を投稿することも簡単。
- メッセージのやりとりや画像を送ることもできる。
- 他人が写っている写真を勝手に加工することができる。



SNOW 公式HP URL

<https://snowcorp.com/ja/>

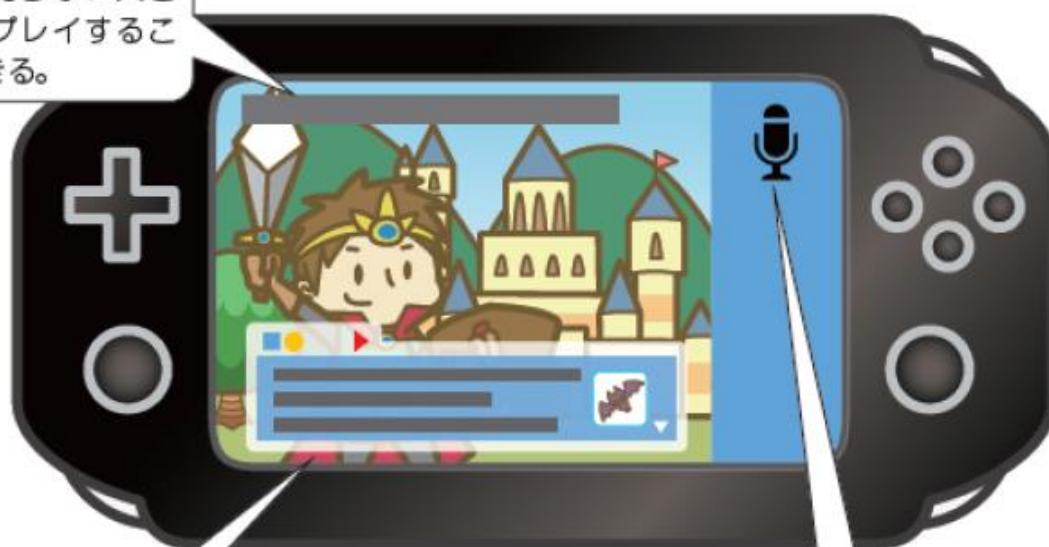
荒野行動

フォートナイト

特徴や注意点

- 100人のプレイヤーが最後の一人になるまで戦闘を繰り返すバトルゲーム。
- 相手をブロックしたり、チャット（ボイスチャット含む）で罵り合ったりしてトラブルになることもある。
- 最後の一人になれば勝ちなので一緒にやっていた友だちを裏切ることもある。

フレンド申請することで、知らない人と一緒にプレイすることもできる。



GPS機能もあり、付近にいるプレイヤーが分かる。

イヤホンを差し込むだけでもしくは機能をONにするだけで簡単にボイスチャットができる。



荒野行動 公式HP URL

<https://www.knivesout.jp/>

フォートナイト 公式HP URL

<https://www.fortnite.com/>

BeReal

特徴や注意点

- 毎日異なる時間に、2分以内に自分と周囲の写真を撮影（前方カメラと後方カメラの同時撮影）して投稿するよう促す通知が届く。
- 写真の加工・編集はできない。
- 投稿しないと友達の写真を閲覧することができない。
- 通知がいつ届くかわからず、2分以内に周囲を撮影しようとするため、授業中や更衣室での撮影などが行われ、問題となっている。
- 急いで写真を撮って投稿するため、十分に写真の確認ができず、個人情報の流出や、知らない人が写ってしまうことで肖像権やプライバシーの侵害につながる可能性もある。

1日1回、ランダムの時間に通知が届く。



BeReal の時間です



2分以内に BeReal を投稿しないと他の友達の投稿が見れません！



前方カメラと後方カメラの同時撮影になるので、自分と周囲の写真が投稿される。

BeReal 公式 HP URL

<https://bereal.com/ja/>

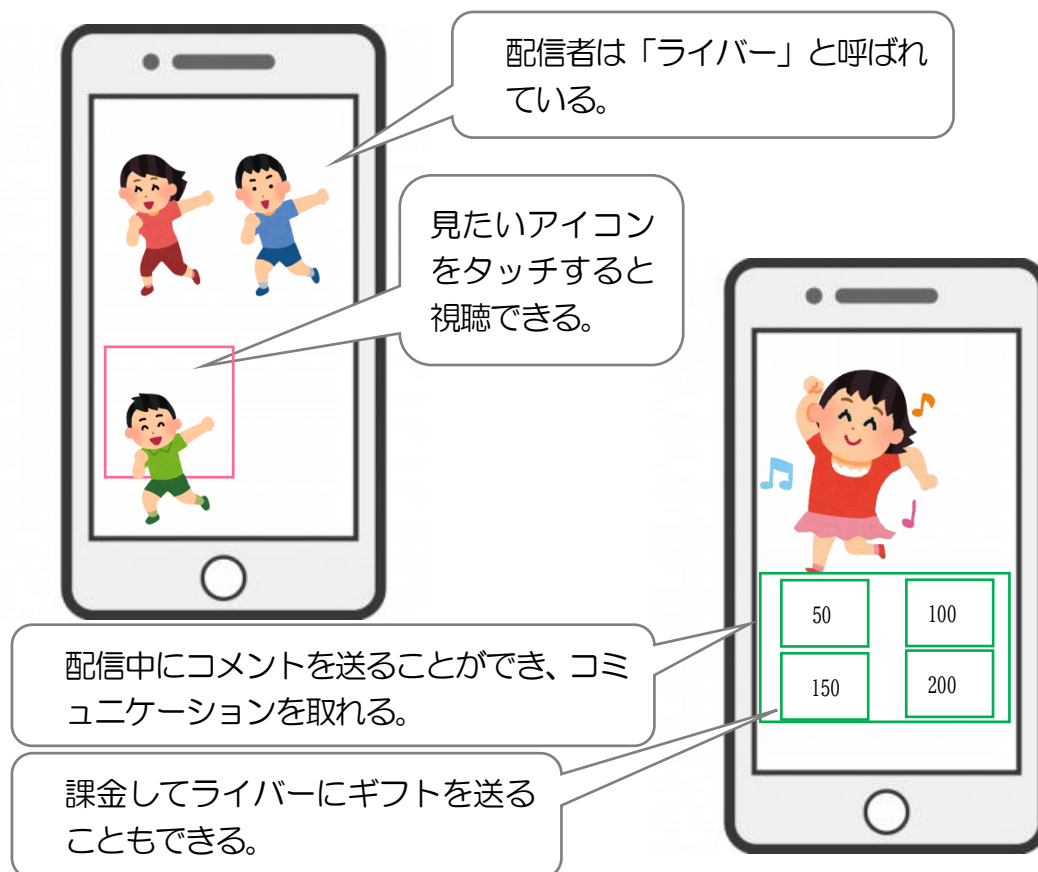
動画(ライブ)配信系アプリ

特徴や注意点

- 世界中のライブ配信を楽しめる。
- カメラ機能を使ってリアルタイムで世界中に動画を配信することができる。
- 写真、動画をシェアできる。
- 好きなライバー（ライブを配信している人）をフォローしたり、「投げ銭」（送金）したりすることもできる。

主なアプリ：「YouTube」「ニコニコ生放送」「ツイキャス」「BIGO LIVE」「17Live」など

「17Live（イチナナ）」の場合



通話(ひまつぶしチャット)系アプリ

特徴や注意点

- どこかの誰かとつながり、匿名で電話ができる。
- 匿名同士で通話するため、相手の素性もわからない。
- 未成年の利用を禁止しているものもある。
- 個人情報を話してしまったり、直接会うことを勧められたりして、トラブルに発展することもある。

主なアプリ：「斎藤さん」「WeChat」「ランダムチャット」「LEMON」「ORCA」など

「斎藤さん」の場合



生成AI(人工知能)

特徴や注意点

- 指示（プロンプト）を入力すると、文脈に沿った回答（文章、画像、音声等）を出力。
- 生成 AI は、インターネット上の文書や画像、音楽などからパターンを大量に学習する。
- 生活や学習、仕事の効率化など、様々な場面で活用され、大きな影響を与えている。
- 偽・誤情報が生成される可能性もあり、利用や発信にあたっては注意が必要。

主な生成 AI : 「ChatGPT」「Microsoft 365 Copilot」「Gemini」 など

指示（プロンプト）

回答

誕生日プレゼントをいくつか考えてください。
相手は、20代男性で、スポーツやアウトドアが好きです。
予算は5,000円~10,000円です。

20代のスポーツやアウトドアが好きな男性への誕生日プレゼントには、以下のアイデアがあります。予算範囲内で楽しく選べるアイテムを考慮しました。

1. ****スポーツ・ウェア**:**
 - 高品質なスポーツシャツやトラックパンツ
 - ランニング用のタンクトップやキャップ
2. ****アウトドア・ギア**:**
 - 軽量の折りたたみチェア
 - コンパクトな携帯用キャンプ食器セット
3. ****スポーツアクセサリ**:**
 - 耐水性のジョギング用スマホケース
 - スポーツ用のワイヤレスイヤホン
4. ****フィットネス・グッズ**:**
 - リストウエイトやダンベルセット
 - トレーニング用のヨガマット
 - 腕時計型のフィットネストラッカー
5. ****アウトドア・アクセサリ**:**
 - 耐久性のあるウォーターボトル（保温・保冷機能付き）
 - 多機能ナイフやサバイバルツール
6. ****アクティビティ関連アイテム**:**
 - キックボードやスケートボード
 - メンテナンスキット（自転車用、登山用など）
7. ****その他のアイデア**:**
 - 温泉やキャンプ施設の利用券
 - スポーツジムの1日利用券や1か月の無料利用券
 - スポーツイベントのチケット（必要に応じて予算を確認）

これらのアイデアが、相手の興味関心に合うかどうかを考慮しながら選んでみてください。彼の趣味やニーズにマッチするものを見つけられると良いですね。

各SNS事業者による安全な使い方・トラブルに役立つ情報

それぞれのSNS事業者が安全に使うための情報や、トラブルに遭った時の対処法、具体的な報告機能やツールを、ウェブサイト上で掲載しています。動画・画像の流出や攻撃的な書き込みなど緊急性が生じた場合などは、SNSによっては削除等の対処機能を使い、迅速に対応することも重要です。

LINE

- LINEの安心安全ガイド <https://linecorp.com/ja/safety/index>
- 未成年のご利用の方へ <https://linecorp.com/ja/safety/student>
- 保護者・教育関係者のみなさんへ <https://linecorp.com/ja/safety/parents>
LINE株式会社の安心安全ガイドのページ。未成年や保護者・教育関係者向けに情報を発信しています。具体的な通報機能やトラブル事例、未然防止策などが紹介されています。

X(旧 Twitter)

- ヘルプセンター・安全性とプライバシー <https://help.twitter.com/ja/safety-and-security>
- 攻撃的な行為(の対処) <https://help.twitter.com/ja/safety-and-security#abuse>
X(旧 Twitter)の安全のためのページ。攻撃的な行為への具体的な対処方法を掲載しているほか、要注意コンテンツなど注意すべき情報が掲載されています。

Instagram

- ヘルプセンター・プライバシーと安全 <https://www.facebook.com/help/instagram/?rdrhc>
→「保護者のためのヒント」(保護者向けの基本的な情報やガイド資料をダウンロードできる)
→「報告する」(トラブルに遭った時、トラブルを見た時に対処するためのツールが具体的に紹介されている)
Instagramのヘルプセンターのページ。保護者などに役立ててもらうための資料をダウンロードできるほか、トラブルに遭った時、トラブルを見た時にどのように対処すればいいのか、「報告する」ページで具体的に紹介されています。

YouTube

- YouTube ヘルプ
<https://support.google.com/youtube/?hi=ja#topic=7505892>
YouTubeのヘルプセンターのページ。嫌がらせやネットいじめを受けた場合の対処方法が紹介されています。また、セキュリティや嫌がらせ行為に関する報告ツールも紹介されています。

TikTok

- セーフティセンター <https://www.tiktok.com/safety/ja-jp/>

TikTok のセーフティセンターのページ。TikTok のトラブルに関する情報が掲載されています。「安全のための情報」には相談先や機能紹介、「ツール」ページには、アカウントの制限方法、トラブルの際のためのツールや報告機能の情報がありません。コメントする人を指定・制限することもできます。

Facebook

- セーフティセンター安全に利用するために

https://about.meta.com/ja_JP/actions/safety/

- 保護者の方へ

https://about.meta.com/ja_JP/actions/safety/audiences/childsafety/

- 青少年の安全

https://about.meta.com/ja_JP/actions/safety/audiences/youth/

- いじめと嫌がらせ

https://about.meta.com/ja_JP/actions/safety/topics/bullying-harassment/

Facebook のセーフティセンターのページ。保護者向け、若者向け、いじめ防止ページなど、機能紹介だけではなく、具体的なトラブル対処方法も書かれています。また「ツール」ページは、嫌な画像を削除したい時に「報告する」方法も紹介されています。

BeReal

- BeReal「安全性」のページ

<https://help.bereal.com/hc/ja/categories/10449460450589>

BeReal におけるコミュニティ・スタンダード（道徳規範）を示し、いじめ行為の禁止等を紹介するとともに、利用者の安全のため、不適切なコンテンツや行為の通報方法や通報後の対応も紹介されています。

Take It Down

- Take It Down 日本語ページ <https://takeitdown.ncmec.org/ja/>

未成年者を含む若い世代の人々が、自分自身の性的な画像や動画のコントロールを取り戻す手助けをするプラットフォーム。手順に沿って申請すると、加盟するオンラインプラットフォーム（Instagram、YouTube、TikTok、Facebook、Threads など）上で該当する画像や動画が検出され、選択した画像や動画の拡散を防ぐことができます。



相 談 窓 口 一 覧

ネットトラブルなどに関する相談機関

相談機関	主な相談分野	相談電話（HP URL）
違法・有害情報 相談センター （総務省支援事業）	名誉棄損、プライバシー侵害、人権侵害、自殺、殺人予告等、ネット上に書き込まれた違法・有害情報についての相談窓口	https://ihaho.jp/
インターネット 人権相談受付窓口 （総務省）	ネット上の悪口、無断転載などの相談窓口	https://www.jinken.go.jp/
インターネット 安全・安心相談 （警察庁）	ネットトラブルの解決を支援するサイト 相談事例から相談先を検索	https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html
最寄りの警察署 または警察相談 専用電話 ※児童生徒・保護 者対象	生活の安全、不安に関する相談窓口	#9110
消費者ホット ライン （消費者庁）	不当請求や架空請求など、消費生活におけるトラブルの対応について、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内	 188
一般財団法人 インターネット 協会	ネットに関わる様々なトラブル、ネット掲示板の誹謗・中傷、ネット詐欺等についての相談窓口の紹介 代表的なネットサービスの、基本利用方法、注意点、トラブルにあった際の問い合わせ方法など、具体的な場面をあつめた「そのときの場面集」を公開	https://www.iajapan.org/
誹謗中傷 ホットライン （セーフライン ターネット協会）	ネット上の誹謗中傷に関して、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/

いじめなどに関する相談機関

	相談機関	主な相談分野	相談曜日・時間	相談電話
大 津 市	おおつつこ ほっとダイヤル (いじめ対策推進室)	いじめ・いじめと 疑われる場合など	月曜日～金曜日 9:00～17:00 火曜日のみ 9:00～20:00 (祝日・年末年始除く)	☎0120-025-528 ☎528-2830
	教育支援センター	不登校・いじめ・ 子育てなど	月曜日～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	☎525-7912 ☎522-4646
	あすくる大津 (大津少年センター)	少年の生活・ 学業・いじめ・	火曜日～日曜日 9:00～17:00 (年末年始・第3日曜日除く)	☎522-3721
	堅田少年センター	交友関係・ 就労・就学など	火曜日～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	☎573-9000
滋 賀 県	LINE相談 こころのサポート しが	学校や子育てに関す る悩みごと	毎日 16:00～22:00	LINEでの相談 こころのサポートしがへ の友達登録が必要
	こころんだいやる (子ども・子育て応援 センター)	青少年・子どもに関す る悩みごと (不登校・いじめ・虐 待・育児など)	毎日 9:00～21:00 (年末年始除く) 来所は平日 9:00～18:00	☎524-2030 (相談専用) ☎528-3563 (面接相談予約時)
	子ども ナイトだいやる (滋賀県教育委員会)		毎日 21:00～翌日9:00 年末年始は24時間	☎0120-0-78310 ※対応時間外は、 こころんだいやるに つながります。
	大津少年サポート センター (滋賀県警察本部)	少年非行からの 立ち直り支援	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	☎521-5735

	相談機関	主な相談分野	相談曜日・時間	相談電話
法務局	こどもの人権 110番 (大津地方法務局)	こどもの人権	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	☎0120-007-110
少年鑑別所	こころの相談室 おうみ (大津少年鑑別所)	子どもの人権	月曜日～金曜日 9:00～11:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始除く)	☎537-1023
弁護士会	こどもの悩みごと 110番 (滋賀弁護士会)	こどもの人権	毎週水曜日 15:00～17:00 (祝日・お盆・年末年始除く)	☎0120-783-998



【 監 修 】

- | | |
|---------|--|
| 神 月 紀 輔 | 京都ノートルダム女子大学 学長補佐 ND教育センター長
現代人間学部こども教育学科兼社会情報課程 教授 |
| 須 永 祐 慈 | NPO法人ストップいじめ！ナビ 副代表理事 |

インターネット上の いじめに関する対応マニュアル

令和7年（2025年）3月 第3版

発行：大津市・大津市教育委員会

編集：大津市政策調整部 いじめ対策推進室
大津市教育委員会 児童生徒支援課